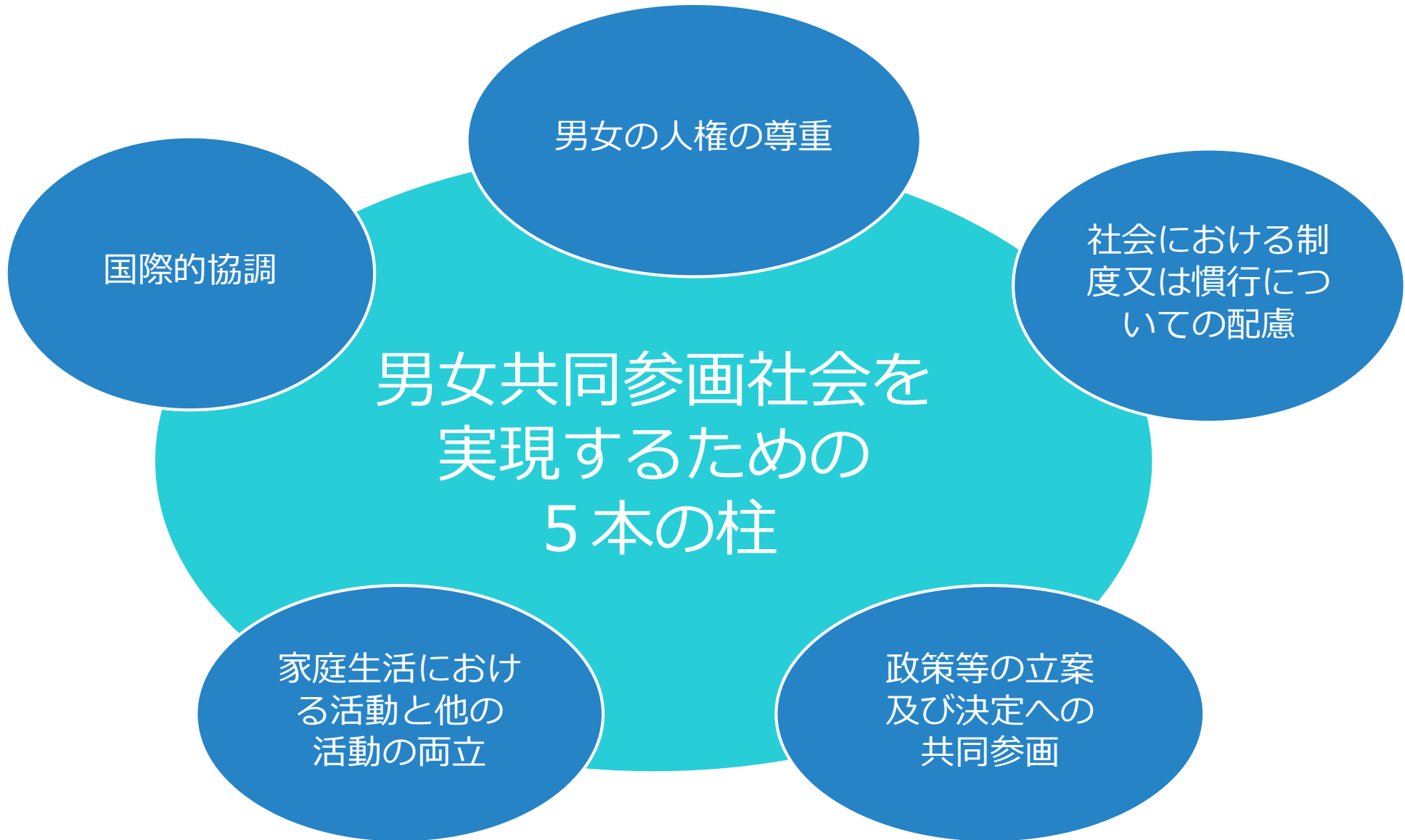


- 男女共同参画社会とは
- 男女雇用機会均等法と男女共同参画基本法の違い
- 消防職場において男女協参画についての取組

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)



国・地方公共団体及び国民の役割

- ・ 国

男女共同参画社会づくりの為の政策を総合的に策定し 実施する。

- ・ 地方公共団体

基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりの為の施策に 取り組み、地域の特徴を生かした施策を展開する。

- ・ 国民

男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

ひとりひとりの豊かな人生

男女雇用機会均等法と男女共同参画基本法の違い

	男女雇用機会均等法	男女共同参画基本法
制定年	1985年	1999年
内容	募集、採用、昇進など雇用に関して男女間の差別を禁止する法律	男女が対等の立場で、個人として能力を十分に発揮し、家庭生活と仕事を両立させていく社会を目指すための法律。 また、その実現のために責務を政府や自治体に求めている。
違いのポイント	雇用に関するみの法令	社会活動全般に関する法律

消防による男女共同参画への取り組み

「女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について」

(平成16年2月6日消防消第32号)

「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について」

(平成16年3月15日消防消第53号)

「女性消防職員の採用に係る留意事項について」

(平成16年10月1日消防消第200号)

・男女区別のない平等な受験機会、試験内容及び判断基準

・法令による制限(重量物、有毒ガス)を除き、**従事できる職域に男女の差異はなく適正な配置を行う**

・女性職員に対して**働きやすい職場環境の整備**

現在は？

- ・総務省消防庁は、女性の割合を現在全国平均2.8%から5%に数値目標を定めました。全国各消防本部に女性消防職員の増員を要請しています。

(参考：警察官9.3%、自衛官6.1%)

- ・総務省消防庁は、女性がゼロの本部の早期の解消と、可能な限り2人以上の採用を求めるだけでなく、毎年の女性採用枠を2～2.5倍に増やし10年間で全国比率を倍増させるとともに、300人規模の本部では5%以上に引き上げるよう要請しています。

女性活躍推進の考え方

適材適所を原則とした職域の拡大

法令による制限（重量物、有毒ガス）を除き、**従事できる職域に男女の差異はなく**、消防組織においても意欲と能力に応じた採用や適正な昇任、人事配置がなされ、女性消防吏員の職域拡大が図られるべきである。

女性消防吏員比率の増加

女性の活躍を進めるためにも、それぞれの消防本部が女性消防吏員の比率を計画的に増やしていくことが不可欠である。その際、女性の活躍を進めるという方向性を**全国の消防全体で共有すべき**である。

消防本部トップの意識改革

女性活躍推進に向けては、各消防本部のトップである消防長及び幹部職員の**意識改革が不可欠**である。

ライフステージに応じた様々な配慮の必要性

現状においては、女性消防吏員が極端に少ない状況であること、妊娠・出産といった母性保護にかかる配慮や、子育て期における配慮が必要であることから、女性についてライフステージに応じた人事上の様々な配慮が必要である。

消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会（総務省消防庁、平成27年3月から計4回開催、同年7月に報告書、同年7月に総務省消防庁から通知）
この検討会での報告から抜粋しました。

最後に

- 日本では当たり前、むしろ美化されていた ➡ 休まない、連日の残業
- 男が働き、女は家を守る ➡ 古い固定観念を払拭、時代は変化している
- 仕事は仕事。 ➡ 自分の時間、家族の時間、地域活動に参画

ひとりひとりの豊かな人生

男女共同参画社会の実現に向けて、皆さんの消防本部ではどのような取組を行っていきますか？